

伊賀区域都市開発区域建設計画

三 重 県

目 次

1 . 計画の性格	1
2 . 計画の対象区域	1
3 . 計画の期間	1
4 . 計画の基本的方向	1
5 . 人口の規模及び労働力の需給に関する事項	5
6 . 産業の業種、規模等に関する事項	6
7 . 土地の利用に関する事項	7
8 . 施設の整備に関する事項	9
9 . 環境の保全に関する事項	12
10 . 防災対策に関する事項	14

1．計画の性格

この計画は、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律に基づいて作成したものであって、伊賀区域都市開発区域の整備及び開発に関し、その基本的な方向及び施設の整備についての大綱を示したものである。

2．計画の対象区域

この計画は、昭和40年5月15日総理府告示第15号をもって告示した伊賀区域の区域を対象とする。

関係市町村は次のとおりである。

上野市（一部）、名張市（一部）、阿山郡伊賀町（一部）、同郡島ヶ原村、同郡阿山町（一部）、同郡大山田村（一部）、名賀郡青山町（一部）

3．計画の期間

この計画の期間は、平成13年度から平成17年度までの5箇年間とする。

なお、計画の実施に当たっては、今後の社会、経済情勢の推移に応じて弾力的な運用を図るものとする。

4．計画の基本的方向

（現状と課題）

本区域は、北に笠置山脈の支脈である高旗連山が連なり、東は鈴鹿連峰から引山系へと続く標高800mから1,200mの山並が伊勢平野との境をなし、南には国見山、尼ヶ岳などの室生火山群が連なる四囲を山々に囲まれた典型的な盆地地帯である。

区域のほぼ中央に位置する上野市と西南部に位置する名張市という2つの核となる都市を中心として、その周辺に豊かな自然が残る農山村が取り囲むように地域を構成している。

また、中部圏と近畿圏の結節点に位置し、西は近郊整備区域の奈良地区を経て、同大阪地区につながり、北は琵琶湖東部都市開発区域に近接し、東は中部圏伊勢区域都市開発区域に隣接している。

本区域は、京阪神大都市地域に近接し、また幹線交通網の整備が進められたことにより、同地域からの企業立地や人口の流入が進む等、産業、生活等多様な側面において京阪神大都市地域と密接な関わりがある。

今後、さらにこうした傾向は強まり、地理的接近性や交通利便性を生かし、京阪神大都市地域をはじめ近畿圏の各地域との活発な交流・連携が期待できる

地域である。

また、東部から南部にかけての山地、高原一帯が室生赤目青山国定公園に指定されるなど優れた自然景観を有するとともに、古くから、隣接する京都、奈良の文化の影響を受けて数多くの貴重な文化的遺産に恵まれており、東西両地域の接点として長い歴史のなかで培われた特色ある文化の伝統を保持している。

さらに、本区域は、国会等移転審議会の答申において将来首都機能移転先候補地となる可能性がある地域に選定された「三重・畿央地域」に含まれ、また近畿圏・中部圏の大都市地域との連携に優れ、これらの都市機能等を効果的に活用できる地域である。

一方、区域全体では人口が増加しているが、区域外に多くの若者が流出していることもあり、区域北部では高い高齢化率を示している。人口が増加している区域南部でも、大阪方面に通勤、通学している人が多く、都市としての拠点性が弱い構造となっている。主要都市である上野市、名張市では、モータリゼーションの進展や大型店舗の郊外展開等により、中心市街地の機能が低下しており、活性化が求められる。

このため、若者の定住を促進する魅力ある産業の創出や雇用の場の確保とともに、魅力ある都市づくりが大きな課題となっている。

また、地区を流れる木津川流域の河川は、生活用水、農業用水を供給するとともに、大阪など下流部の住民にとって貴重な水源でもあるが、都市化の進展等により、水質の悪化が進行している。

（基本方向）

以上のことを踏まえ、今後は、区域内外の産業集積、研究開発集積との交流・連携を推進し、新規、成長産業の創出や既存産業の高度化を進める等、産業振興を図る。また、本区域が有する優れた歴史文化資源を適切に保全するとともに、これらを生かして地域の活性化を図る。さらに、木津川流域をはじめとする豊かな自然の保全と再生を図るとともに、自然や歴史文化と調和した安全で潤いのある生活空間の創造を図る。これにより、質の高い暮らしが創造できる個性的で魅力的な一体性のある地域の形成を目指す。

また、京都、滋賀、奈良の三府県とまたがる「京滋奈三地域」として、我が国有数の歴史的、文化的資源や豊かな自然環境を有することから、これらを生かした文化の創造を基調とする広域交流圏づくりを進めていく。

こうした取り組みを隣接する地域や京阪神大都市地域をはじめ近畿圏の各地域に積極的に情報発信しながら、交流・連携を活発化させ、個性ある核として、近畿圏の発展に寄与する役割を担っていくものとする。

(地域整備の方向)

以上の基本方向を踏まえ、本区域の地域整備の方向を次のとおりとする。

区域全体が均衡ある一体的な発展を行うため、上野市と名張市の2つの中心都市とその周辺農山村が相互の機能分担、連携を図るものとする。

上野市、名張市においては、相互に連携して、保健・医療、福祉、教育、文化、消費などの都市的サービスの充実を図り、これを農山村等域内広く波及させるものとする。このため、上野市市街地、名張市市街地及び新しい都市機能の拠点となる上野新都市等が有機的連携を図ったまちづくりを行うものとする。一方、周辺農山村においては、豊かな自然資源や歴史文化資源を生かした農林業等の振興等活性化を図るとともに、都市的サービスの確保や生活環境の整備を推進する。さらに、ゆとりと潤いのある生活空間を都市等域内に提供するものとする。

このように、本区域が有する多様な拠点が積極的に交流・連携を図ることにより、都市的サービス、豊かな自然の恵みを楽しむことができるバランスのとれた地域づくりを進めるものとする。

工業については、研究開発機能を有した企業や環境に配慮した企業の誘致を推進し、若者の定住を促進するような魅力ある就業の場の拡大と産業構造の高度化を図る。このため、引き続き一般国道25号(名阪国道)、165号、368号、西日本旅客鉄道関西本線、近畿日本鉄道大阪線等の主要幹線沿線を中心とした工場適地に、高付加価値型・省資源型の内陸工業の適正な誘導を図るとともに、上野新都市、名張市滝之原工業団地等への企業立地を促進し、先端技術関連企業や研究開発機能を備えた企業の誘致を図る。さらに、液晶企業が集積を図る「クリスタルバレー構想」、三重県志摩地域に陸揚げされる海外海底ケーブルや超高速光ファイバー基幹通信網(ギガビットネットワーク)等を活用した「パールバレー構想」及び三重県内に立地する半導体や光ファイバーケーブル等の企業群のさらなる集積を図る「シリコンバレー構想」に寄与する情報通信関連企業の誘致を図る。また、新産業を創出し、生産、生活の均衡ある活力ある地域づくりに努める。一方、この地域の文化的土壌のうえに息づいている特徴ある地場産業については、新しい需要に対応したデザイン開発力の強化や新商品・新技術の開発、さらには後継者の育成、需要開拓を促進する。

商業については、近年空洞化がみられる中心市街地において、中心市街地活性化法による基本計画に基づき、駅前等の市街地の整備改善やTMO(タウンマネジメント機関)を中心とした商業の活性化を図る。

地域整備の基盤となり、区域外との交流・連携を支えるための交通体系の整

備を推進する。道路に関しては、住民の生活を支える道路ネットワークの形成を基本として、安全性向上、利便性向上、地域の活性化支援等住民のニーズを踏まえた整備を目指すものとし、近畿自動車道名古屋大阪線や一般国道25号(名阪国道)の高速機能の確保や一般国道163号の改良など東西方向の交通体系に加え、本区域と琵琶湖南部地域を連絡し、第二名神高速道路へのアクセスとなる名神名阪連絡道路の調査や、一般国道368号、422号等南北方向の交通体系の整備を推進する。

鉄道に関しては、住宅開発の進展に伴い旅客需要の増加が見込まれるため、西日本旅客鉄道関西本線の複線電化による輸送力増強、輸送サービスの向上や、近畿日本鉄道大阪線及び伊賀線の輸送サービス等の向上に向けた検討を行う。さらに、中央新幹線について、今後の経済・社会の動向、東海道新幹線の輸送状況及び整備新幹線の整備状況等を踏まえ調査を進めるほか、超電導磁気浮上式鉄道の実用化に向けた技術開発を進める。

また、高速情報化社会を実現するための光ファイバー網の整備やケーブルテレビのサービスエリアの拡大、県内他ケーブルテレビ局とのネットワーク化及び耐災害性を向上させるための通信網の多ルート化等多様な高度情報通信基盤の整備を図る。

さらに、本区域の歴史的町並みや伝統工芸等を地域資源として生かす取り組みを進める。このため、本区域の民家や商店等が所有する珍しいコレクション、伝統工芸品、伝統の技、手仕事等を展示公開する「伊賀まちかど博物館」を生かした地域づくりや、俳聖松尾芭蕉のふるさととして、芭蕉生誕360年(平成16年)を契機に地域が一体となって広域的イベントを開催する等の俳句を生かした地域づくりを推進する。

また、木津川流域においては、水質向上、景観の保全、生態系の回復等多様な課題の解決に向け、上下流が一体となって、流域圏づくりを推進する等環境の保全と創造を図る。

このように、本区域は誇るべき歴史文化資源、自然資源、さらには独自の特色ある産品等を有しており、こうした区域の魅力を京阪神大都市地域をはじめ近畿圏を中心として総合的に情報発信し、集客交流の推進や地域産品の販路拡大等につなげていく。

こうした地域資源を生かす取り組みを通じて、地域住民が本区域の歴史文化の素晴らしさや暮らしやすさ等を再認識し、地域への愛着、誇り、さらには主体的に地域づくりに取り組む気運を醸成していく。

一方、安全で快適な生活を実現するため、防災性の向上を図るとともに、良質な住宅の供給、都市公園や下水道等の生活環境施設の整備を推進する。さら

に、障害者、高齢者を始めすべての住民が自由に行動し、安全で快適に生活できるような施設の整備等バリアフリー化を推進する。

(配慮すべき事項)

この計画の推進に当たっては、厳しい財政状況に鑑み、事業効果や投資の効率性について十分考慮する必要がある。このため、効率的、効果的な社会資本整備の実現を図るとともに、公共事業実施の決定プロセスの透明化を図る観点から、県においては、事業主体として実施する公共事業の事前評価を行い、その評価結果を公表することとする。評価に当たっては、分野の異なる公共事業を同一基準で比較するとともに、環境面の効果を数値化して評価に組み入れることとする。

また、地方公共団体のみならず、地域住民、NPO、事業者等多様かつ広範な主体の参画が求められるので、これら多様な主体がこの計画に対する理解を深め、積極的に参画ができるよう必要な情報提供や支援策を講じることに努めるものとする。

なお、首都機能移転に関する検討の結果が得られ、本区域に重大な影響を及ぼす等、社会経済情勢の変化があった場合には、この計画の弾力的な運用又は見直しを行うものとする。

5 . 人口の規模及び労働力の需給に関する事項

- (1) 区域内の人口及び世帯数(普通世帯)は、本区域の整備開発及び都市機能の充実により、平成12年の170千人、53千世帯から、平成17年には178千人、57千世帯に達すると見込まれ、平成12年に対して8千人、4千世帯の増加となる。
- (2) 年齢階層別人口をみると、平成12年の年少人口26千人、生産年齢人口112千人、老年人口32千人から、平成17年には、年少人口は25千人へと微減、生産年齢人口は117千人へと微増するのに対し、老年人口は36千人(対平成12年比13.2%増)へと増加するものと見込まれており、急速に高齢社会への移行が進むものと予想される。
- (3) 労働力の需給については、労働力人口の高齢化や女子労働力の増加等により、労働力の供給構造の変化が進む一方、製造業の空洞化、経済のソフト化・サービス化の進展等の産業構造の変化や技術革新の進展等により、需給面での変化が生じ、職種の転換、能力開発の必要性が高まってきている。

このような、労働力供給の量的・質的变化に対応し、職業訓練等の雇用安定対策を推進するとともに、中高年齢者、女性、障害者などの就業志向の高まりに対応した多様な雇用の場の創出、拡大を積極的に推進する。

6. 産業の業種、規模に関する事項

(1) 京阪神地域等から本区域への企業進出や人口流入が進んでおり、こうした産業、人口の集積を生かし、産業の立地環境の一層の向上を図る。

一方、京阪神地域は我が国有数の大都市集積や優れた産業集積を有しており、こうした地域をはじめ近畿圏の各地域をマーケットと捉え、積極的に本区域が有する魅力的な地域資源をアピールしていく。このため、行政、地域住民、NPO、事業者等が連携、協働して、情報発信を推進する。

イ 農林業においては、消費者の嗜好、価値観が多様化する中、食の安全性に対する関心が高まってきており、地域で生産される農林産物を地域で消費するという「地産地消」に取り組み、安全で安心できる食料の安定的な供給を図るとともに、食を通じた住民の健康づくり、食料自給率の向上、地域の環境保全、活性化につなげる。

このため、農業については、低コストで、生産性の高い水田農業の展開を図り、「伊賀米」の産地として良質米の生産拡大を図るとともに、大阪市場等に近接する優位性を活かした都市近郊型農業を育成し、畜産（伊賀牛、伊賀豚）、果樹（ぶどう）、野菜の特産地化を進める。

また、ほ場整備、広域営農団地農道（伊賀コリドール）の整備、流通機構の近代化等を促進し、農業生産基盤の整備に努めるとともに、これら基盤の整備と一体となった農業集落排水施設等農村の生活環境の整備を図る。

林業については、木材生産機能のみならず、森林の持つ国土の保全、水資源かん養等の公益的機能に配慮してその適正な管理・保全を図るとともに、林道等の整備、間伐の促進等により、林業基盤整備、経営体質の強化に努める。

また、生産、加工、販売が一体となり、高付加価値化による企業的経営が行われており、後継者の確保を図るとともに、体験農場等の交流施設の整備、森林浴、自然観察、研修の場としての森林の整備等とあわせ、大都市に近い特性を活かした都市住民との交流を進める。

ロ 工業については、一般国道25号（名阪国道）沿線を中心に、大阪、名古屋の大都市からの企業進出により、すでに相当規模の機械、金属等の工場立地がみられる。今後も、上野新都市や名張市滝之原工業団地等への企業立地を促進し、先端技術関連企業や研究開発機能を備えた企業などの誘導

に努め、若者の定住を促進するような魅力ある就業の場の拡大と産業構造の高度化を図るものとする。また、「クリスタルバレー構想」「パールバレー構想」「シリコンバレー構想」の各構想に寄与するIT（情報通信技術）や液晶等の情報通信関連企業の誘致を図る。

さらに、新産業の創出については、起業、新産業進出を促進する環境整備を進める。このため、財団法人三重県産業支援センターにおいて企業の研究開発から事業化に至るまでの各段階に応じて必要な支援を一元的に提供する等新産業の創出を総合的に支援する。

一方、伊賀くみひも、伊賀焼、伊賀酒など、伝統ある地場産業については、新しい需要に対応したデザイン開発力の強化や新商品・新技術の開発、さらには、後継者の育成、需要開拓を促進する。

八 商業については、モータリゼーションの進展等を背景に、近年空洞化がみられる上野市、名張市の中心市街地において、中心市街地活性化法による基本計画に基づき、駅前等の市街地の整備改善やTMO（タウンマネジメント機関）を中心とした商業の活性化を図り、「街の顔」としての個性ある地域の再生を図る。

集客交流については、今後とも増加が予想される観光需要や圏域内外の住民のレクリエーション活動に応えるため、恵まれた自然環境、名勝、史跡、まちなみ等の歴史的、文化的資源に加え、地域住民のみならず都市住民等が農業体験や動物とのふれあいを楽しむ体験型観光施設や、癒しやすらぎの場としての温泉施設等を活かし、都市近郊型の観光・レクリエーションゾーンとして整備を図る。また、この地域の伝統行事の保存、振興等を含め観光資源の積極的な活用を促進するとともに、歴史街道計画を推進し、歴史・文化を生かした広域的な地域振興・観光振興に取り組むものとする。

(2) 産業の規模を従業地就業者数によってみると、平成12年の76千人から、平成17年には77千人に増加するものと見込まれる。

これを産業別にみると、平成12年の第1次産業5千人（構成比6.6%）、第2次産業33千人（構成比42.9%）、第3次産業38千人（構成比50.5%）から、平成17年には第3次産業が引き続き伸びるものと予想され、第1次産業4千人（構成比5.2%）、第2次産業33千人（構成比42.4%）、第3次産業40千人（構成比52.4%）になるものと見込まれる。

7. 土地の利用に関する事項

(1) 本区域は、上野市及び名張市の中心地にはまとまりのある市街地が形成されている。上野市を中心とする北部地区は、この地域の行政、文化の中心として、また商業、業務の中核としての役割を果たしつつ発展してきたが、近年の交通網の整備により、住宅地の造成や工場の進出が行われ、市街地の拡大がさらに進みつつある。また、名張市を核とする南部地区は、近畿日本鉄道大阪線沿いに大規模住宅地の造成や工場の進出が行われ、さらに一般国道165号線沿線やその周辺地域を中心として大型店舗やモータリゼーションに対応した郊外型店舗が進出している。

本区域の都市化の進展は、その速度をやや緩めるものと予想されるが、引き続き住宅用地の造成、工場の進出等が進み、これに伴い、人口の集積が進むとみられる。

一方、本区域の中間部は、木津川をはさんで両側に標高160m～250mの丘陵地が連たんし、上野市、名張市周辺の農山村とともに、豊かな自然環境、歴史、文化、農地、森林、河川等に恵まれた地域であり、これらの地域資源を生かした魅力的な地域づくりとともに、ゆとりと潤いのある生活空間を提供する場としての役割が期待されている。

このような地域の特性を踏まえ、区域全体が均衡ある一体的な発展を行うため、都市と農山村の相互の機能分担、連携を図りつつ、国土利用計画及び三重県土地利用基本計画に即した適正かつ合理的な土地利用を進めるものとする。

また、この地域は生活用水に乏しく、地域発展のために川上ダムなど水資源の開発を促進する。

なお、本区域は、国会等移転審議会答申において将来首都機能移転先候補地となる可能性がある地域に選定されていることから、移転先の決定に向けた国会での検討状況を十分踏まえた土地利用を図るとともに、今後地価が急激に上昇する恐れもあるため、上野市、名張市、伊賀町、島ヶ原村、阿山町、大山田村、青山町の地域を監視区域に指定し、土地の投機的取引及び地価の高騰を未然に防止できるよう努めるものとする。

(2) 上野市を中心とする北部地区については、市周辺及び一般国道25号（名阪国道）沿線に秩序ある市街地の形成を進め、その中心部を都市計画事業等により整備を図り、商業等の業務地域を配して都市機能の強化を図る。

本区域のほぼ中央部に位置する丘陵地一帯については、広域交流の拠点地域として、自然環境との調和に配慮しつつ、職・住・遊・学が備わった複合都市機能の整備を進め、新世紀に相応しい快適都市空間の形成を図る。

名張市を核とする南部地区については、大阪方面への通勤圏内にあり、人口及び世帯数の増加、都市化の進展等が見込まれるので、同市中心部において住宅地、商業等の業務地の計画的な整備を図り、都市機能の強化に努める。

工場用地については、国道及び主要地方道の整備促進に伴い、今後も工場用地としての需要が予想されるため、自然環境等との調和に配慮しつつ、必要な用地を確保することとし、幹線道路沿線を中心に適正かつ計画的な工業導入に努め、地域住民の生活基盤の確立と安定化を図る。

都市周辺の農山村は、地域の特性を踏まえた良好な生活環境を整備するとともに、農林地域として生産性の向上を図るため、必要な施策を講じる。

また、優れた自然環境、歴史、文化、農地、森林、河川等地域資源は都市住民に対し、ゆとりと潤いのある生活空間を提供するという観点から、その適正な保全と利用を図る。

8．施設の整備に関する事項

計画の基本的方向に基づき、自然環境、生活環境、生産環境の調和のとれた魅力ある生活圏の形成を図るため、施設の整備を進めるものとし、その大綱は次のとおりである。

なお、施設の整備に当たっては、障害者、高齢者を始めすべての住民が自由に行動し、安全で快適に生活できるようバリアフリー化を図る。

(1) 宅地

人口の増加等に対処するとともに、合理的な土地利用を確保するため、市街地の防災性の向上、公害の防止、自然環境の保全及び農林地の保全に配慮しつつ、計画的な宅地開発事業を推進し、良好な住宅用地、工場用地を確保する。

イ 住宅用地

名張市、上野市等を中心として、良好な住宅用地の確保を図る。

このため、中央西（名張市）、上野北部（上野市）において、土地区画整理事業を引き続き推進する。

ロ 工場用地

一般国道 25 号（名阪国道）、165 号、368 号の沿線等に工場適地を確保する。

(2) 交通施設

本区域の開発整備を効率的に推進するとともに、圏域内他地区や中部圏との広域交流を推進するため、環境保全に配慮しつつ、都市及び産業の配置に

対応する総合的な交通体系の確立を図る。

イ 道路

交通需要の増大等に対応し、本区域と京阪神大都市地域、名古屋大都市地域、県北勢地域及び中南勢地域を結ぶ東西方向の幹線道路の整備強化に努めるとともに、琵琶湖南部地域等との連携を図るため、名神名阪連絡道路の調査を推進し、南北方向の幹線道路の建設を推進する。

また、区域内の連携強化、生活道路の確保を図るため、整備を進める主要な道路は次のとおりである。

一般国道 25号、163号、368号、422号

主要地方道 上野名張線、青山美杉線、上野島ヶ原線、松阪青山線

街路 伊賀上野橋新都市線

さらに、日常生活に密着した市町村道、交通安全施設等の整備を進める。

ロ 鉄軌道

近畿日本鉄道大阪線等及び伊賀線については、輸送サービス等の向上に向けた検討を行う。西日本旅客鉄道関西本線については、輸送改善について検討するとともに、電化や複線化も含めた今後の整備についても検討を行う。

また、中央新幹線について、今後の経済・社会の動向、東海道新幹線の輸送状況及び整備新幹線の整備状況等を踏まえ調査を進めるほか、超電導磁気浮上式鉄道の実用化に向けた技術開発を進める。

ハ 空港等

関西国際空港及び中部国際空港へのアクセスを含め、ヘリコプターによるコンピューター航空ネットワークの形成を検討する。

(3) 公園、緑地等

住民のレクリエーション施設の充実、秩序ある市街地の形成及び快適な生活環境の保全を図るため、芭蕉のふるさとこだまの丘公園等の整備を図る。また、川上ダムにおいて、ダム周辺環境整備を進めるとともに、良好な自然環境を生かした公園施設の整備を進め、区域内外住民の交流拠点とする。

なお、これらの公園緑地の整備に当たっては、区域内における優れた自然環境の保全に配慮しながら適正な配置に努める。

(4) 供給施設及び処理施設

人口の増加、生活水準の向上、産業の発展等に対処するとともに公共用水域の水質保全に資するため、次のとおり供給・処理施設の整備を推進する。

イ 水道

平成 17 年度における供給人口約 198 千人を目途に、安定した水資源の確保を図るため、川上ダムの水源整備を促進し、また、伊賀水道用水供給事業等、水道施設の整備拡充を図る。

ロ 下水道

都市の健全な発展及び生活環境の向上に寄与し、河川等公共用水域の水質保全に資するため、平成 17 年度における下水処理区域人口約 23.9 千人を目途に上野市、名張市、伊賀町、島ヶ原村、阿山町等において、公共下水道、特定環境保全公共下水道の整備を促進する。

八 廃棄物処理施設

人口増、生活様式の変化に伴うごみの増大に対処し、その衛生的処理を図るため、上野市においては、ごみ固形燃料化施設を建設し、名張市においては、ごみ処理施設の改造を行う。

また、し尿については、将来的には下水道によるものとするが、当面は公共下水道の整備状況を勘案の上、地域の実情に応じて、合併処理浄化槽の整備を図る。

(5) 河川、治山、砂防等

イ 災害を未然に防止し、地域住民の生活の安全を確保するため、淀川水系の河川改修を進めるとともに河川環境の保全に努める。また、前深瀬川に川上ダム建設事業の推進及び木津川に上野遊水地の早期建設を図る。

また、土砂災害の防止、自然環境の保全を図るため、淀川水系名張川、木津川等における治山、砂防事業及び地すべり対策事業並びに急傾斜地崩壊対策事業を推進する。

ロ 本区域における道路網の整備による企業進出、住宅団地開発等に伴い水道用水などの需要が増大するものと見込まれるので、前深瀬川に多目的ダムを建設するなど水資源の開発を進めるとともに、河川に依存する各種用水間の水利用の調整に努める。

(6) 住宅等

生活水準の向上、世帯分離等による住宅需要に対処するため、必要な住宅の建設を促進する。その際には、官民協調のもとに居住環境の整った住宅地の建設を進める。

また、歴史・文化的資源を有する既成市街地を活用し、魅力ある都市形成を図るため、上野市駅前地区や名張駅前地区において市街地再開発事業を推

進する。

(7) 教育・文化・研究施設等

児童生徒数の増減に対応し、小・中学校等の計画的な施設整備を進めるとともに既存校についても老朽校舎の改築等所要の整備を進める。また、美旗古墳群の公有地化等文化財保護施設の整備を図る。さらに、上野新都市への高等教育機関、研究機関等の誘致を図る。

(8) その他の施設

イ 通信施設

電気通信サービスに対する需要の多様化、高度化に対応し、区域内の交流・連携の強化を図るため、テレピア計画の基本理念を踏まえた、コミュニティ情報ネットワークシステム等の高度情報通信システムの整備推進を図る。また、CATV事業の一環として、青山町及び島ヶ原村における伝送路の全域化を推進するとともに、伊賀町、阿山町及び大山田村へも広域化に向けた整備の推進を図り、地域情報拠点の整備等を推進する。

また、災害時においても電気通信網の機能確保を図るための伝送路の多ルート化等の防災対策を推進して、安全性・信頼性の高い電気通信網の整備を図る。

ロ 医療施設

人口の増加、疾病構造の変化等に対応し、適切な医療サービスが受けられるよう、医療関係施設間の機能分担と連携の強化を図りながら、医療施設の整備を促進するとともに、休日夜間急患センターの充実や、第2次、第3次救急医療機関の連携強化、救急医療情報システムの整備を図るなど、救急医療体制の充実に努める。

八 社会福祉施設

寝たきりや痴呆などの高齢者の急増に伴う福祉ニーズの多様化や高齢化を踏まえた地域社会づくりの推進のために必要な基盤整備を介護保険事業支援計画及び高齢者保健福祉計画に沿って推進する。

また、現在、社会福祉基礎構造改革が行われつつあり、障害者福祉施設も、こうした変革に対応した基盤整備を推進する。

さらに、子育て家庭を社会全体で支援するため、地域の子育ての機能を担えるような保育所や児童館等の整備を推進する。

9. 環境の保全に関する事項

都市化の進展や生活様式の多様化に伴い、近年、大気汚染、水質汚濁、交通騒音、生活騒音、悪臭などの都市・生活型公害とともに、廃棄物処理問題や廃棄物焼却施設から排出されるダイオキシン類問題、環境ホルモンによる環境汚染等が問題となっている。

本区域における環境問題は、住民の健康、生活環境に影響を及ぼすだけでなく、木津川流域の他の地域にも影響が及ぶこととなるため、本区域の環境上の特性を踏まえ、長期的視野に立って、計画的に環境保全に努める。このため、公害防止関係法令に基づく規制及び指導の徹底、各種の生活環境施設、道路交通環境対策の推進等により、環境基準の達成、維持に努めるなど、環境保全に関する施策を積極的に推進する。

また、これらの環境保全対策はもとより、三重県環境基本条例、三重県環境基本計画、さらには、複雑かつ多様な環境問題に対応し、産業公害の防止に加え、生活環境の保全を図ることを目的とした三重県生活環境の保全に関する条例等に基づき、エネルギーや資源の適正利用、廃棄物の発生抑制、再使用、再利用や適正処理を進め、環境保全に関する施策を総合的・計画的に進め、自然と共生し、循環を基調とした環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図る。

イ 大気汚染については、大気汚染状況を常時把握し、工場等に対する排出基準の徹底により環境の保全を図る。

ロ 水質汚濁については、排出規制の徹底を図るほか、下水道の整備、生活排水対策等の諸施策を推進するとともに、監視体制の充実を図る。特に水質汚濁の進行する河川等においては、地域指定を行い、市町村の行う浄化対策に補助する等の重点的対策を講じていく。

ハ ダイオキシン類や環境ホルモンについては、大気質、水質等の環境調査を行い、調査結果等の住民への公表を推進する。

ニ 道路交通環境対策については、幹線道路周辺での大気汚染物質の環境濃度の実態把握に努めるほか、自動車排出ガスや騒音等の対策強化を図るとともに、道路とその周辺の土地利用との調和に配慮し、必要に応じ環境施設帯、遮音壁の設置等の施策を推進する。

ホ 生活騒音については、防止のためのモラル高揚を図るため、広報、新聞等で啓発活動を推進する。

ヘ 廃棄物問題については、廃棄物の発生抑制、再使用、再利用を促進するとともに、排出された廃棄物の適正処理を推進する。

廃棄物の発生抑制、再使用、再利用の推進については、ごみを単に燃やして埋める処理から循環型の処理システムへと転換し、ごみの持つ未利用

エネルギーの有効活用を行うほか、ダイオキシン対策を推進するため、RDF（ごみ固形燃料）化を進めるとともに、市町村などのごみ処理施設を整備していく。

また、発生抑制、再使用、再利用ができず、やむを得ず排出された廃棄物の処理については、環境に負荷を与えない適正な処理を行うものとし、域内処理を原則として、廃棄物処理施設の整備を促進するとともに、監視指導体制の強化などにより、廃棄物の移動や処理処分の適正化を図る。

ト 悪臭については、悪臭防止法等による規制及び指導の徹底を図る。

チ これらの諸対策とあわせて、調査研究体制の整備拡充や環境保全のための技術開発を進めるとともに、公害の監視や住民の環境保全意識の高揚を図るため、（仮称）上野市環境研修センター整備事業を促進する。

リ 市街地及びその周辺等において、都市公園、自然公園、緑地、河川空間、保健保養機能を有する森林等の保全・整備を促進し、生態系の均衡を保持し、やすらぎと潤いのある快適な環境の確保を図る。

ヌ オゾン層破壊やCO₂濃度の上昇等による地球温暖化など地球環境問題の解決のため、環境基本法や三重県環境基本条例、三重県環境基本計画等に基づき、地域住民、事業者、行政が一体となった取組みを進める。また、地域としての対応も重要なことから、資源の循環的な利用やエネルギーの有効利用を進め、環境にやさしい地域づくりを進める。

このため、地域住民、事業者、行政における環境管理システムISO14001の認証取得を促進する。

ル 事業の実施に当たっては、環境汚染を未然に防止するため、必要に応じ事前にその環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価を行い、その結果に応じて見直しを行うなどの所要の措置を講じる。

10. 防災対策に関する事項

山地、盆地からなる本区域は、古くから洪水等の被害の常習地であることから治水対策が大きな課題となっており、上野市域の抜本的な治水対策として昭和44年から遊水地事業が進められている。

山地部は主として花崗岩類、丘陵地は古琵琶層群からなり、地質は脆弱であり、土砂災害の危険な箇所が多い。安政元年には直下型の地震に見舞われ、盆地の沖積低地で亀裂が生じるなど、大きな被害を受けている。

以上のような状況を踏まえ、この区域における防災対策は、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、県土保全と県民福祉の確保に万全を期すため、県地域防災計画等に基づき、総合的かつ計画的に推進することとする。

(1) 震災対策に関する事項

イ 地震に強い都市構造の形成

災害危険区域等における急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設、砂防設備、山地治山事業等の計画的な整備を進め、土砂災害の防止を図る。

建築物の不燃化の促進を図るとともに、都市公園の整備等により防災空間の整備拡大を図る。また、市街地再開発事業や土地区画整理事業の推進などにより、災害に強い都市構造の形成を図る。

道路、河川など骨格的な都市基盤施設の耐震性向上の確保を図るための整備等を推進する。

特に、避難、救急・消防、応急復旧、延焼防止のための道路を整備するとともに、広域幹線道路等の多重化、ネットワーク化の推進により、緊急輸送道路の確保を推進する。

ロ 建築物の安全化

庁舎、病院、学校等防災上重要な公共建築物及び不特定多数の者が利用する施設の耐震化を進める。また、木造住宅等一般建築物についても耐震改修の普及など耐震化を推進する。

ハ ライフライン施設等の機能確保

電気、ガス、上下水道、電話等のライフライン関連施設の耐震化を図る。

ニ 防災拠点の整備

災害時における応急対策、情報収集、通信、ヘリポート等の物質輸送、対策要員の詰所等となる防災拠点を整備する。

ホ 通信手段の確保

有線通信の途絶に備え、通信手段の多角化、多重化を推進する。

(2) 風水害に関する事項

イ 風水害に強いまちの形成

災害危険区域等における急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設、砂防設備、山地治山事業等の計画的な整備を進め、土砂災害の防止を図る。

近年頻発する都市型水害に対する安全確保や流水の機能維持のため、淀川水系の河川の改修のみならず、調整池の設置貯留浸透施設の設置等流域の保水、遊水機能を確保するための施設の整備を進めるとともに、川上ダム、上野遊水地を早期に完成し、総合的な治水対策を進める。また、洪水シミュレーションを実施し、想定氾濫区域図を作成し、市町村における洪水ハザードマップ作成を支援する。

農地の公益的機能の保持、浸食や崩壊の防止、地すべり被害の防止などのため、農地防災対策や農地保全対策を推進する。

道路、河川など骨格的な都市基盤施設の風水害に対する安全性の確保を図るための整備を推進する。

□ 建築物の安全化

庁舎、病院、学校等防災上重要な公共建築物及び不特定多数の者が利用する施設の風水害に対する安全性の確保を推進する。また、強風による落下物防止対策に努めるとともに防水板など、建築物を浸水被害から守るための施設整備を促進する。

ハ ライフライン施設等の機能確保

電気、ガス、上下水道、電話等のライフライン関連施設の風災害に対する安全性の確保を図る。

また、防災対策の推進に当たっては、地域住民や消防団等と連携した情報収集連絡体制の強化、自主防災組織の育成、防災ボランティアの活動環境の整備等を推進する。